

生活習慣病管理料Ⅱへの 移行のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。
今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。

厚生労働省からの指示により、糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様には生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定し、療養計画書を基に指導することが必須となりました。

定期受診時に、療養計画書について説明・同意等を取らせていただきます。(初回のみ療養計画書へ署名)
窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

○対象:「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を主病で通院の患者様
(但し、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く)

○開始時期:2024年6月1日

○療養計画書の発行頻度:1~4ヶ月に1回

○窓口負担:

特定疾患療養管理料 147 点 ⇒生活習慣病管理料(Ⅱ)333 点へ



〒731-0103

広島市安佐南区緑井6丁目28番1号

医療法人サカもみの木会
サカ緑井病院